

政統雇発 0627 第 4 号  
令和元年 6 月 27 日

四病院団体協議会 殿

厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官  
(雇用・賃金福祉統計室長 併任)



毎月勤労統計調査の東京都内の常用労働者 500 人以上規模  
事業所への調査協力に関する文書の送付について

平素より、厚生労働省が実施しています各種統計調査にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

毎月勤労統計調査におきましては、常用労働者 500 人以上規模の事業所については全数調査すべきところ、平成 16 年から東京都において抽出調査で行い、かつ抽出調査を行う場合に必要となる統計的処理を平成 29 年調査までの間行っておりませんでした。ご利用の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後は再発を防止し適正に実施してまいります。

本調査の適正な実施のため、総務大臣の承認を得て本年 6 月調査分より東京都内の常用労働者 500 人以上規模の事業所についても本来行うべき全数調査として実施することといたしました。また、新たに調査の対象となる事業所への調査は厚生労働省が直接実施させていただくこととしております。

このため、東京都の常用労働者 500 人以上規模の事業所をお持ちの企業が会員となっておられる経済団体はじめ各業界団体に周知広報と調査協力のお願いをさせていただいております。

つきましては、四病院団体協議会事務局ご担当の皆様へ、医療業関係団体への依頼内容についてご報告させていただき、ご承知置きいただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

厚生労働省政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室毎勤第一係  
電話番号 (代表) 03-5253-1111  
(内線) 7640, 7605

事業主の皆さまへ

# 毎月勤労統計調査のお願い

**毎月勤労統計調査**は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

**毎月勤労統計調査**

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

**毎月勤労統計調査 特別調査**

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、  
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り  
得た内容の  
秘密保護は  
万全です！



調査の結果は、  
景気の判断や、  
社会保障制度を  
検討するときの  
資料として使わ  
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →  
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

## 毎月勤労統計調査要綱

令和元年 5 月 20 日  
厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策、政策評価担当)

### 1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

### 2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

### 3 調査の範囲

#### (1) 地域

日本国全域とする。

#### (2) 産業

次に掲げる産業とする。

ア 鉱業，採石業，砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業，郵便業

キ 卸売業，小売業

ク 金融業，保険業

ケ 不動産業，物品賃貸業

コ 学術研究，専門・技術サービス業

サ 宿泊業，飲食サービス業

シ 生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ス 教育，学習支援業

セ 医療，福祉

ソ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

#### (3) 事業所

ア 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。

イ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

#### 4 調査対象

##### (1) 全国調査

- ア 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- イ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ウ 全国調査第二種事業所は、経済センサスの調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

##### (2) 地方調査

- ア 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- イ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ウ 地方調査第二種事業所は、経済センサスの調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- エ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

##### (3) 特別調査

経済センサスの調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

#### 5 調査事項

##### (1) 全国調査及び地方調査

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 調査期間及び操業日数
- ウ 企業規模
- エ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- オ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- カ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- キ 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

##### (2) 特別調査

- ア 事業所名
- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ウ 調査期間
- エ 企業規模
- オ 常用労働者の数
- カ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
  - (ア) 氏名及び性

- (イ) 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
- (ロ) 年齢及び勤続年数
- (エ) 出勤日数及び1日の実労働時間数
- (オ) きまって支給する現金給与額
- (カ) 特別に支払われた現金給与額

## 6 調査期日

### (1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

### (2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)の(カ)に掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

## 7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第二に掲げる「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に調査票を配布し、当該事業主はその雇用する職員の中から記入担当者を選定し、調査票の作成の補助及び厚生労働大臣又は都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査、地方調査及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

## 8 調査方法

### (1) 全国調査

ア 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

イ 全国調査第一種事業所の事業主又は全国調査第二種事業所の事業主等は、アの報告に代えて厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。

ウ 都道府県知事は、ア又はイにより都道府県知事に提出された全国調査の調査票を審査し、これをとりまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、イの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

エ 厚生労働大臣は、ア又はイにより厚生労働大臣に提出された全国調査の調査票を審査する。

## (2) 地方調査

ア 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存させ、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

イ 地方調査第一種事業所の事業主又は地方調査第二種事業所の事業主等は、アの報告に代えて厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。

ウ 厚生労働大臣は、ア又はイにより厚生労働大臣に提出された地方調査の調査票を審査し、これをとりまとめの上、速やかに、当該調査票を提出した事業所を管轄する都道府県知事に提出する。

## (3) 特別調査

ア 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これをとりまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

# 9 集計事項

## (1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

### ア 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

イ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ウ 毎年9月分について、次の集計を行う。

### 第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

#### (2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

##### ア 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

##### イ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

#### (3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

##### ア 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

##### イ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

## 10 集計方法

### (1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行う。

### (2) 地方調査

ア 集計は、都道府県統計主管課において行う。

イ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写しを11の(2)の規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

## 11 結果公表の方法及び期日

### (1) 全国調査

厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月 10 日までに公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

(2) 地方調査

都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

全国調査及び特別調査の調査票又は調査票を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の調査票又は調査票を収録した磁気媒体は 3 年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は 10 年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、令和元年 5 月 20 日から実施し、旧要綱（平成 30 年 1 月 1 日）は、令和元年 5 月 19 日をもって廃止する。



政府統計

毎月勤労統計調査全国調査票



（第一種事業所用）

厚生労働省

令和 年 月 分

都道府県番 号	事業所一連番 号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。  
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> (1) 1,000人以上 | <input type="checkbox"/> (4) 30～99人 |
| <input type="checkbox"/> (2) 300～999人 | <input type="checkbox"/> (5) 5～29人  |
| <input type="checkbox"/> (3) 100～299人 |                                     |

月 日から 月 日まで

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 （休憩時間は含めないでください。）		8 現金給与額（税込み額です。）				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。（有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。）	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。（労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。）	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。（残業手当、深夜手当等です。）	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。（盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。）	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1												①賞与
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給（ ）月分から（ ）月分
計	3												③3か月を超える期間で算定される通勤手当
うち、パートタイム労働者	4												④ 千円
													⑤ 千円

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1 定昇を実施した。        | <input type="checkbox"/> 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。  |
| <input type="checkbox"/> 2 ベースアップを実施した。    | <input type="checkbox"/> 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| <input type="checkbox"/> 3 操業短縮、一時休業を実施した。 | <input type="checkbox"/> 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。  |

10 備考（本月分の報告内容と前月分の間著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。  
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

提出用



政府統計

毎月勤労統計調査地方調査票

秘

(第一種事業所用)

厚生労働省

令和 年 月 分

Table with columns: 都道府県番号, 事業所一連番号, 産業分類番号 (大, 中, 小), 抽出率番号, ※事業所規模番号, ※企業規模番号

- 1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)
3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
2 調査期間はいつからいつまででしたか。
4 企業の全常用労働者数は何人ですか。
(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。 ※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

Main data table with columns: 常用労働者の性別, 5 常用労働者数, 6 出勤日数, 7 実労働時間数, 8 現金給与額. Includes a large 'SAMPLE' watermark and a downward arrow pointing to row 4.

提出用

- 9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。)
1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

記入担当者氏名
調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。



政府統計

毎月勤労統計調査地方調査票



(第一種事業所用)

厚生労働省

令和 年 月 分

Table with columns: 都道府県番号, 事業所一連番号, 産業分類番号 (大, 中, 小), 抽出率番号, ※事業所規模番号, ※企業規模番号

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

- (1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人 (4) 30~99人 (5) 5~29人

月 日から 月 日まで

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

※印欄は記入しないでください。

事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

Main data table with columns: 常用労働者の性別, 5 常用労働者数, 6 出勤日数, 7 実労働時間数, 8 現金給与額. Includes a large 'SAMPLE' watermark.

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。)

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

記入担当者氏名, 調査票提出年月日

この調査票は、10日までに提出してください。この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

貴事業所控



事業主の皆さまへ



# 毎月勤労統計調査票を

## インターネットで提出できます!

紙の調査票だけでなく、インターネットを使って、オンラインでも統計調査に回答することができます。ぜひ、ご利用ください。

記入の負担が減ります!

インターネットで提出するには、まずは利用希望届をメールで送信!!

### 1. 利用希望届をダウンロードします。

- 厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) から以下のいずれかの方法でダウンロードできます。

トップページ「統計情報・白書」▶各種統計調査▶厚生労働統計一覧▶7.雇用▶毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)▶オンライン調査システム各種申請書、コールセンター等のお知らせ

トップページ右上  
検索窓に入力



オンライン 利用希望



検索

▶検索結果画面「オンライン調査システム利用希望届等のお知らせ」

### 2. 利用希望届に必要な事項を記入後、Eメールに添付し、送信します。

- 送信先メールアドレス: [maikin@mhlw.go.jp](mailto:maikin@mhlw.go.jp)

### 3. 利用希望届を受け付けた旨、メールが返信されます。

※返信がない場合は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 4. オンライン調査システムにログインする際に使用する調査対象者ID・パスワード(確認コード)や手引きが郵送で届きます。

システムの利用が可能となるのは「**利用希望届**」を送信した翌月の25日からです。「利用希望届」を送信した月分以前の調査票については、紙で提出してください。

### 5. ログインして、利用開始!



厚生労働省 都道府県

# オンライン調査システム利用に当たっての Q&A

Q&Aをご確認いただき、利用希望届のご提出をよろしくお願い致します。

Q 1

記入負担が減るって、  
どういことですか？

A 1

調査項目の一部について、前月の内容が  
反映されるため、その部分の入力が不要になります。

Q 2

セキュリティは  
大丈夫？



A 2

データの傍受を防ぎ、安全な通信を行うために、通  
信経路上の情報のやりとりをSSL/TLSにより暗号  
化しています。

Q 3

送信した調査票は修正  
できますか？

A 3

調査月の翌月10日までは、何度でも再送信できま  
す（10日を過ぎた場合は、各都道府県統計主管課、  
または下記の問い合わせ先までご連絡ください）。

Q 4

利用希望届を提出した後  
でも、紙の調査票を提出す  
ることはできますか？

A 4

利用希望届を提出し、オンライン調査システムの利  
用が可能となった後でも、インターネットでの提出  
によらず、紙で提出することができます。

紙の調査票がお手元ない場合は、各都道府県統計  
主管課までご連絡ください。

Q 5

どんなパソコンでも利用で  
きますか？



A 5

パソコンのOSやブラウザなどによっては利用でき  
ない場合があります。

詳しくは、「政府統計オンライン調査総合窓口」の  
トップページ (<https://www.e-survey.go.jp>) 最  
下部の【推奨環境】をご参照ください。

	OS	ブラウザ	
		Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外 の場合
利用可能環境	Windows 7 SP1	Internet Explorer 11.0	Firefox
	Windows 8.1 (※1)		Google Chrome
	Windows 10 (※1)		Microsoft Edge (※2)
	MacOS 10.13	-	Safari

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 「Windows 10」での利用に限ります。

## お問い合わせ

<厚生労働省>

厚生労働省政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第二係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111 (内線7620/7619)



<毎月勤労統計調査コールセンター>

フリーダイヤル 0120-956-360

毎月勤労統計調査のキャラクター  
「毎ちゃん」と「勤ちゃん」です。